

産業社会と個人主義

—デュルケム理論の意義—

小 関 藤 一 郎

(1)

E. Durkheim の社会学の著作はその最初の著書、「社会分業論」De la division du travail social, およびラテン語でかかれた学位論文「モンテスキュー論」¹⁾をはじめ「社会学的文法の規準」Règles de la méthode Sociologique, 「自殺論」Le Suicideから最後の著作, 「宗教生活の原初形態」Les formes élémentaires de la vie religieuse にいたるまで社会生活のあらゆる領域にわたっているばかりでなく, その関心は時間的にも近代社会の諸問題ばかりでなく, 「宗教生活の原初形態」などにみられるように未開社会にまで拡大されているのである。それらを通じて一貫して根柢にあった Durkheim の関心は 産業社会の秩序とその秩序の基盤ともいふべき価値を追求することであったといえる。「社会分業論」や自殺論が近代社会における個人と社会秩序の問題を正面からとりあげていることは何人にも容易に理解されることである。また遺稿として刊行された「社会主義」Le Socialisme, 「社会学講義～習俗と法律の物理学」Leçons de Sociologie — Physique des Moeurs et du Droit など社会分業論や自殺論と同じく近代社会を直接の対象としたことは明かである。ところが未開社会の問題を扱った諸著作, 論文もまた彼の近代社会に関する考察と無関係ではなかったのである。Durkheim が未開社会の研究を行ったのはそこに人間の社会生活のもっとも純粋な形をみようとしたからである。彼によれば, 現代の社会生活は未開社会に起源を有し, そこから発展してきたものであった。したがって, われわれの最大の関心の的である現代の人間を本当に

理解するためには, 原始に近い未開社会の人間にまで遡ってみる必要があるとされたのである。つまり Durkheim は現代を太古から続いてきた歴史の流れの延長として, 過去との連続体において扱っていたのである。この点については未開人の思惟様式を現代人のそれと対比し, 現代人は全く別の論理をもつものとして, 現代との非連続において捉えていた Lévy-Bruhl²⁾ とは全く異っているのである。だから Durkheim においては未開社会の問題は窮極的には近代社会の秩序の問題を解決するためにとりあげられたのである。即ち Durkheim によると現代の産業社会は過去からの発展の頂点にあるもので, そうした発展をぬきにしては現代社会の意義は真に理解できないといえるのである。だから, 現代を過去のその連続において捉えることは必ずしも現代の価値の否定を意味するのではない。Durkheim のこうした方法には問題がないわけではないし, その点の一部について筆者は他の場所でふれたし, またそれは彼の社会変動理論として³⁾ 考察されるべきものを含んでいる。それでそれらについてはここでは触れることはできない。ただ何よりも明かなことは Durkheim の中心的課題が近代社会の解明にあったということである。ところで近代社会は産業活動が著しく活発となり, 個人にその個性を大いに発揮することを可能ならしめるばかりでなく, それを必要とする社会である。しかしそうした個人の自由な活躍が産業界において発揮される反面, 範囲と規模が拡大している近代社会は従来とは異った社会秩序を必要とするのである。こうして社会秩序と個性の確立はどのように関連しているか, 両者の間には両立の可能性は存するのだろうかという問題が当然生じてこざるを得な

い、Durkheim の当面した中心的問題はこのようなものであったといえるであろう。さてそうした問題は一口にいて産業社会の秩序の問題であるといえるであろう。Durkheim はもちろん産業社会という言葉は用いていない。しかし彼は上述の中心問題を資本主義社会の問題としては提示しなかったことは明かである。M. Weber は近代社会の問題を資本主義の精神がプロテスタンティズムの倫理とどのように合致するか、という形でとりあげたが、Durkheim の生活した第三共和国においても資本主義は色々の問題を包蔵していたにもかかわらず、Durkheim はこれを資本主義の問題としては提起してはいない。しかし M. Weber と同じく Durkheim においても、合理主義の問題が社会秩序の理解においても大きな役割を果たしていたのである。Durkheim においては合理主義は結局彼の考えた個人主義の中に包摂されるものであった。それ故に Durkheim と Weber はともに近代産業社会を中心のテーマとしたとみることができよう。彼の「社会分業論」は M. Mauss によると、最初⁴⁾は「個人主義と社会主義の関係」という形で構想されていたといわれる。その⁵⁾ことは彼がいかに個人主義を重視していたかを物語るものである。Durkheim は結局産業社会の基本的価値として個人主義として理解していたと考えるのが妥当であると筆者は考えている。ただ、以下においてもふれるように、Durkheim は個人主義理論の代表的選手として認められていた H. Spencer に対する批判をもってその活動を開始し、その活動を徹底して最後まで続けた。このため Durkheim の理論は全体主義的な傾向をもつとする見解が少なくない。あるいは Durkheim を保守主義者であるとしてみる人も少なくない⁶⁾。そうした批判がどのような点から生じたか、それらを明かにするため、以下、Durkheim の個人主義理論と産業社会観について立入って観察を下していこう。

(2)

Durkheim 理論の出発点は H. Speneer に代

表される英国思想の伝統である功利主義的個人主義理論に対する批判であった。それは社会的分業によってもたらされる有機的連帯 *solidarité organique* と Speneer のいう契約的關係との対比的説明において明かに描き出されている⁷⁾。ところで、この問題に立入る前に、Durkheim の個人主義観を端的に、明かに示す彼の実践活動についてふれておくことが必要であろう。Durkheim の実践的活動とはドレフュス Dreyfus 事件に対してとった彼の態度をいうのである。Dreyfus 事件とはフランス陸軍のユダヤ人将校 Dreyfus がスパイ嫌疑によって有罪となったが、真の犯人は他にあり、Dreyfus は無実の罪をきせられたとして永く争われた事件である。この事件は1894年から1914年まで長びいたが、事件が長びくにつれて、肝心の Dreyfus の無罪か有罪かの問題は背後にかくれて、この事件をめぐって王党派や軍国主義者たちと共和派、民主的勢力の対立、衝突が表面にあらわれたのである。そしてそうした対立は根本的には人権宣言に表現された人間の権利の神聖性、民主的信条に関する旧勢力と進歩的勢力との対立でもあったのである⁸⁾。この事件に関してはエミール・ゾラ Emile Zola の弁論が有名であるが、Durkheim も敢然と立って民主主義的信条の擁護のために闘ったのである。彼にとってもこの問題の中心はドレフュス個人の有罪か無罪の問題ではなかった。問題の核心は彼にとっては、人間が自ら不正と考えたことに対して抗議を有するかどうかという問題であった。そしてこの問題に対して彼は敢えて回答を行ったのである。当時の右派、保守派の中にはこの事件に対して、「今日は強力な陸軍を必要とし国家の安全が第一に必要とされる時だから、すべてのフランス人はその権利について争論することはやめるべきではないか。フランス人がこのような時に争論をやめる必要を理解しないのは、その欠陥である激越な個人主義によるのであろうか⁹⁾」という見解を抱いているものが多かった。しかし Durkheim はこの挑戦に応じて「個人主義と知識人」“*L'Individualisme et les intellectuels*”¹⁰⁾ という論文をを書いて抗議し、人権の擁護を訴えたのである。彼はこの論文の中で、社会を生産と交換のメカニズムに還元し

てしまう Spencer や古典派経済学者たちの個人主義と彼の見解は容認できないことを明かにした後、KantやRousseau や人権宣言に表明された個人主義をむしろ擁護しているのである。そうした個人主義とは単に私的利益をもつたいぶって、尊厳なものとするだけのものではなかった。

Durkheim はその個人主義を次のように主張している。「人格としての人間—この定義こそは善と悪とを区別する中根本原理となるのだが—はいわばこの語の儀礼の意味において聖なるものと考えられる。そうした人格としての人間は教会が神に対して附与していたのと同じ超越的な尊厳的な何物かをもっている。しかもそうした人間は聖なる事物の周囲にある絶対的の真空をつくり出す神秘的特質をもっていると考えられる。こうした觀念に基く倫理は単に生活についての衛生的な摂生法や慎重な経済的仕方であるばかりでなく、むしろ人間が同時に崇拜者であり、かつまた神であるところの宗教なのである」¹⁴⁾。

Durkheim のこのような個人主義はたんに哲学的な抽象文句ではなく、当時のフランス社会に対しては一つの理想を示していたものであるといえるのである。彼はこうした個人主義の立場に立って Dreyfus 事件においても、個人の自由な討論を抑えて裁判が行われることに対して反対している。それは自由な論議こそは国家の秩序の基礎となるものだからである。だから Durkheim が擁護したのは専制的な在方に対して人間の権利を守ることが何よりも重大なことであり、真の民主的社会的の成立にとってそれが不可欠な前提であったからなのである。しかも Durkheim によれば、こうした人間の基本的権利を守るとは権威に対する尊敬の念と矛盾するものではなく、権威が合理的に基礎づけられている限りその両者は全く両立できることなのである。このように説かれている個人主義とはある意味においては合理主義 rationalisme とよばれるのが至当であるかも知れない。しかしそれが窮極的には個人の理性による判断を抛りどころとしているところからみれば個人主義とよばれても差支えないであろう。Hayek は真の自由主義と偽の自由主義とを区別することが必要であるとして、Descartes からは

じまり Rousseau フランス革命を経てきている合理主義的個人主義は真の個人主義ではないとしている¹²⁾。しかしながら Hayek によると真の個人主義は超越的理性の存在を認めるのでなく、また人間が自然のままにおいて素質も能力も平等であると仮定するのでもなく、ただ何人も他人が有する能力あるいは他人が行行使することを許された能力に対しては最終的判断をすることができないものであることを認めるものであり、さらに真の個人主義は無政府主義とは正反対であって、強制的権力の必要を全く否認せず、ただ強制的権力の行使される領域を最小限度の、やむを得ない面にだけ限定するものであるとされている¹³⁾。このように Hayek が偽の個人主義として頭に描いたのは Rousseau 的な契約論的個人主義である。しかるに Durkheim の唱えている個人主義は、Rousseau の影響をうけてはいるが、Rousseau のそれとは同一のものではない。Durkheim によると個人主義はむしろ西欧の社会的発展の産物として生じたものでありその意味で歴史的所産なのである¹⁴⁾。そうした Durkheim の個人主義はその著作においては個人的人格の崇拜 culte de la personne¹⁵⁾ う表現をさえてっている。すなわちそれは個人主とい義という宗教の形をとっているのである。ただそうした個人主義を明かにするために彼がとった論議の仕方には多くの難点が存在していることは認められなければならない点である。ところで Durkheim はこの個人主義の概念を明かにするに当たって、まず H. Spencer 批判からはじめている。そこで以下その理論的展開についてその著作を通じて跡づけてみることにしよう。

歴史の発展とともに人々の類似にもとづいて構成されている社会に対して人々の差異に基づく共同すなわち社会的分業による共同が全体社会において増大してきているというのであるが、Durkheim はこうした分業の増大は同時に社会における個人の地位の拡大ともなって生じてきていることを Spencer ととも認めている¹⁶⁾。Durkheim が Spencer と見解を異にする点はそうした事実についての説明の仕方にあるのである。Spencer は分業の増大は人々の間における契約的關係の増大によって説明される、そしてそうした契約關係

は人間に先天的に存する個人主義的傾向の自然的発展の産物であるとするのに対して、Durkheim は反論する。Durkheim によれば Spencer のような契約が可能となるためには、一定の時点において凡ての個人の意志が社会組織の共同の基礎について一致することが必要である。したがって、個々人の意識が政治問題をその全般にわたって問題としてとりあげることが必要となる¹⁷⁾。しかしこのようにすべての個人が共同生活の一般的条件について、これを表象し、その問題の本質をよく知って選択することは不可能である。そうしたことは今日の科学的知識したがって人間の意識の到底及びもつかないわざであることは Spencer 自身もよく知っているところである¹⁸⁾。契約が社会の起源にあったという事実はないし、契約的組織の何等かの残存をみせているような社会構造をもつ社会も存在しない¹⁹⁾。こうして契約ということは事実上の面から否定されたが、Durkheim の論駁はそれだけに終わっているのではない。彼は Spencer のこうした見解は社会をその労働生産物を相互に交換する個人の関係にすぎないものとし、そこに何等社会自身の作用がこの交換を規制するために介入する必要がないと認めた結果であるとする。それだけでなくさらに進んで、契約関係が原始における契約皆無の状態から発展するのは事実であるにしても、同時にこれとともに非契約的關係も著しく増大していることも指摘されている²⁰⁾。そうした事例として民法における家族関係の規制における非契約的な面、すなわち公的規制の介入の増大があげられる²¹⁾。しかもいわゆる契約関係といわれる面においても、それが全く当事者の任意だけに委されているのではなく、そこには常に社会的作用がはたらいている。つまり契約におけるすべてが契約的なのではなく²²⁾、契約が存立するためには、契約は個々人の作用だけではなく、社会の作用の結果である規制に従うことが必要なのである。しかもこの規制はますますその量を増大していつている。こうして Durkheim は契約関係の成立する背後には、契約の成立とその履行を保証する社会的規制の存在することを明かにするのである。そしてそうした社会的規制を Durkheim は *l'action sociale* とよんでいるのであるが、この作用は単に消極的に契約を履行せ

しめるだけにとどまらず、契約が履行できる条件を規定し、必要に応じては契約を正常の形に復元せしめるという積極的な役割をも果たするのである。こうした積極面から契約に対する国家の介入の問題が生じてくるのであるが、いづれにせよ Durkheim は契約をそれ自体として完結的原理であるとして認めることに反対し、その背後にある社会の作用ということを指摘しているのである。ところでそうした契約を可能ならしめる社会と個人主義とは一体どのような関係になるのであろうか。この点について Spencer の契約的關係の普遍化に対して反論した章においては、Durkheim は積極的な展開を行っていない。しかし彼は「社会分業論」の結論においてはそうした契約を可能ならしめる社会の作用として、分業が専門化の進展によって進歩していくことは正しく個人的人格を損うのではなく、却って、個人的人格を発達せしめるのであるという命題をもち出してくる²³⁾。そして個人的人格の尊重という観念は今日では多くの特独の結合の中心点となっていると説明するのである。そしてすべての社会は道徳的社会であるという命題もこれと結びつけられているのである。この点の関連、論理的展開は上述したようにたしかに不十分である。しかし Durkheim が真に意図していたところは、彼のいう個人主義的価値が社会において支配的に確立されることが必要であるということであろうと考えられる。またその点は T. Parsons をはじめ多くの Durkheim 研究者の一致した見解である²⁴⁾。ところでこうした解釈が不当でないことは Durkheim 自身の言葉によってもこれを証明することができる。それは彼が「社会分業論」において、「拘束的分業」*La division du travail contrainte* を論じた章²⁷⁾にみられるのである。彼はこの章の中で分業が成立するためには規制が必要であることはいうまでもないが、真に分業が効果をあげるためには、規則だけではなく、分業が各個人の個性の自由な発揮と結びつかなければならないと論じている。そうでないと Durkheim によれば、規制は却って弊害を生ぜしめる原因になるというのである²⁸⁾。この点について詳述するならば Durkheim の所論は次のようである。「個人の遺伝的素質と

彼が果すべき社会的役割との間には相当の隔りがある²⁹⁾。」彼はこうしてまず個人の素質がまずその果すべき社会的役割とは必然的合致をもたないことを認める。したがって「われわれは出生とともに、一定の職業的役割に運命づけられているのではない。われわれは各々特有の適性や趣向をもっており、それがわれわれの職業選択を制限している。もしそれらが十分に考慮されず、またそれらが毎日の仕事においてたえず損はれていると、われわれはそのために苦しみ、この苦しみを軽減する方法を探求するようになる。ところが、そのための方法としては既存の秩序を変化せしめ、新しい秩序を作りなおすしかないであろう。分業が連帯をつくり出すためには各人が職務を遂行するだけでは充分ではなく、さらにまたその職務が各人に適したものであることが必要である³⁰⁾。」だから何よりも重要なことは分業（社会的職務）が決定されるときに唯一の重要なことは個人の能力の多様性が認められることなのである³¹⁾。社会的分業の発展が個人の地位を確立せしめるのであることを最初に明かにした Durkheim はここでは逆に個性の多様性、その能力の多様な発展を前提としなければ、社会的職務が円滑に遂行され、連帯が確立されることはなくなることを³²⁾認めているのである。規制の拘束が個人の内面的な創意と自発性を考慮してはたらくようにならなければ個人の本質 *nature individuelle* と社会的機能の調和は生ずることはできない³³⁾のである。ところでこうした個人の自発性ということは、Durkheim によれば、たんに明示的な形をとってあらわれた直接的暴力 *Violence expresse et formelle* から自由になっているということばかりではなく、間接的に各人が自己の内にもっている社会的力 *force sociale* の自由な発揮を阻止するあらゆる条件からも解放されていることを意味する³⁴⁾のである。そのことは別の言葉でいえば、分業が自然的に、個性の発揮と平行して行われるためには、社会的平等が正確に自然的不平等を反映するように社会が構成されることを必要とするのである³⁵⁾。つまり人間社会における各人の生存のための外的条件の平等が確保されることが必要であるというのである。この意味において、Durkheim

のいう個人主義は T. Parsons や B. Barber が認めているように³⁶⁾、「旧い個人主義を脱脚したものであって、新しい社会的条件に適應した」民主的な個人主義を意味しているのである。こうした個人主義の規範が確立されることによって、すなわち、生活の外的条件における平等が確保されることによって、はじめて契約の公正な履行は確保されることができるのである。契約における非契約的なもの、契約の背後にあって、その履行を保証する社会的作用ということはこのようにして、個人の活動が社会的に平等な条件において、遂行されることを保証するような個人主義であるということになる。それこそ正しく個人的人格の尊重 *culte de la personnalité individuelle* ということの真の意味するところなのである。Durkheim は「一定の形をとった契約はどのようにして結ばれたにせよすべて、その起源においては義務的力を有していたのである。だから契約においては当事者の同意は第一次的な要因ではない。……契約が成立するためには、一定の儀式が行われ、ある種の言葉が宣言されることが必要であり、それが契約成立の充分の条件である。そして契約における約束の本質は当事者の意図によってではなく、一定の方式によって決定されるのであった³⁷⁾」とのべ契約が同意によって成立するようになったのは比較的新しいことであったというのである。しかしこの新しく成立した同意による契約もその基本においてはそれを承認する社会的規範ないしは社会的価値なしには効力をもつことはできないのである。そうした価値が個人的人格を尊重するものであることを Durkheim は含意していたといえるのである。このことを Bellah も次のように指摘している。「分業論において合意的に示された概念は進んだ分業をもつ社会における複雑に分化した機能の遂行は個人の差異、個人的創意、個人的革新を要求するとともにそれをつくり出していくということである³⁸⁾」ただ Durkheim が分業すなわち各人が分化した機能の遂行によって確立すべき有機的連帯の成立を説明するに当っては必ずしもこの個性の尊重 *culte de la personne* という価値を十分に認めていなかった点が見られる。このことが Durkheim 解釈において彼の考え方における全体

主義的乃至は反個人主義的色彩として批判される手がかりを与えたのである。この点については Durkheim は次のような表現が注意される。「あらゆる信仰やその他の行事などがすべて漸次宗教的性格をうすくしていくのに従って、個人がいれば一種の宗教の対象となってくる。われわれは今日、人間の尊厳に対して一の宗教的崇拜をもっており、それは凡ての強烈な宗教的崇拜と同じく、すでに迷信をさへ伴っている。それは今日では共同の信念とさえなっている。……しかしたとえそれが共同の信念となり、社会の成員によって分有されていても、その対象は個人的なものである。そうした信念が多くの人々の意志を同一の目的に志向せしめているとしても、この目的は社会的なものではない。それは共同意識の中において全く例外的に大きい位地を占めてはいる。しかしそれはわれわれを社会に結びつけるのではなく、われわれをわれわれ自身に結びつけるにすぎない、したがって、それは真の社会的連帯を構成することはできないのである」⁴⁰⁾ この表現によれば個人の尊厳を認めるという人々の信念は決して社会的規範としては充分ではないということを認めるものであり、上述した個人の自由な活動によってのみ分化された職務の遂行が円滑に行われると認めた立場と矛盾することになるのである。そうした矛盾は Durkheim の共同意識 conscience collective の概念規定における一義性の欠如によるものであるというべきであろう。この点については別のところで指摘されているから⁴¹⁾、ここでは深く触れることはさけることにしなければならない。とにかく分業が連帯を可能ならしめるためには個人の活動を尊敬し重視する一つの価値が社会に普遍的に、支配しなければならないのである。Durkheim が狙っていたところ、彼の真意はその点にあることは上述したように彼の著作の全体の関連からも明かなことである。われわれはその点を彼の他の著作からも明かにすることができるのである。

たとえばわれわれは分業論の中において人間の人格が漸次宗教的性格をおびてきていることを明かにしたが、そうした人間尊重 Culte de l'homme は利己主義的個人主義とは全く異なるもの

であることを明かにした以下のような表現を「自殺論」の中に見出すのである。

「原初においては、社会がすべてであり、個人は全く存在価値をもたなかった。したがって、もっとも強烈な社会的感情は個人を集団に結びつけるものであり、それはそれ自身の目的を有していた。人間はそうした集団のために自由にされる道具としか考えられていなかった。……しかし段々と事態は変化している。すなわち社会の量が拡大し、人口密度もまた従って、社会は複雑となり、分業は進み個人的差異は著しくましてくる。そして、同一人間集団に属する成員の間には、これら成員がすべて人間であるということ以外には何等共通点は存在しなくなるように時期も近づいてきている。こうした条件においては、集団的感受性は全力をもってこの唯一の共通の対象に対してのみ愛着を感じるようになり、そうすることによってこの唯一の対象に対して無比の価値をさえ認めるようになることは不可避的である。そして何人の心情をもひとして強くうつつことができるのは人間の人格だけであり、人格を尊重することだけが今日では集団的に追求される唯一の目的であるから、それがあらゆる人々からみて無比の重要性をもたないでいることはできなくなる。すなわち、それはあらゆる人間の目的を超えて、一つ宗教的性格をもつようになるのである。」⁴²⁾

こうした個人の人格の尊重は功利主義的な個人主義と同じではないことは明かであり、それはまた A. Comte が晩年に実証主義から昇華していった人類教のような神秘的な性格のものでもないことは明かである。しかしながら、このような集団的尊敬の対象にまで高められた人間は経験的人間ではなく、われわれ各人が心の中に抱く理想的人間であるばかりでなく、更にまたそれは個々の人間の上に立っている非人格的な、利害を超えた存在なのである⁴³⁾。ところでこうした非人格的な理想としての個人の人格を対象とする個人主義は人間社会の発展に伴う産物であって、その意味で歴史的なものである⁴⁴⁾。だからそれは人間の中における生得的なものによって生じたのではないのである。それ故にそうした人格は教育によって形成されるべきものであり、その限りにおいて、それ

こそ道徳教育の目標とならなければならないものである。Durkheim は「道徳教育」において道徳の要素を規律の精神 *l'esprit de discipline*, 集団への献身, および意志の自律をあげている⁴⁵⁾。この道徳とは終局のところ世俗の原理に基づく合理的道徳にはかならないのであるが, そうした合理的道徳が成立つためにはそれが外的に強制されたものであったり, 受動的なものであってはならないのでない。そのためには, われわれが規則を尊重したり, 集団の理想に対して献身的になることも必要であるが, それとともにわれわれの行為の理由について, できるだけ明瞭に, かつまたできるだけ完全な知識, 自覚をもつことが必要なのである⁴⁶⁾。道徳的行為がなり立つためには, たとえ意図的にであろうとも, 単に定められた行為を行うだけでなく, そうした行為を規定している規則が望ましいものと考えられなければならない, 更にそれが各人の意識によって内面から欲せられることが必要なのである⁴⁷⁾。Durkheim はただこうした意欲の問題を完全な, 明解な知識と同一であると考え, そしてそこに近代的国民の道徳意識の新しい特徴を見出している⁴⁸⁾。そこには実証主義的道徳観の欠点が暴露されてはいるが, それにもかかわらず, 個人の自由意志に対する高い評価がみられるのである。そうした意志の自律性と相まって, すぐれて神聖なものときれ, 宗教の信者が神に対して認めるのと同じ尊敬の対象となるべきものときれる人間的人格は⁴⁹⁾, 社会生活における基本的格率としての確たる基盤をもつことができるのであろう。しかもこうした意志の自律は規範のもつ断言命令的性格とは決して矛盾するものでなく, 両者は平行することができるものである⁵⁰⁾。このようにして, Durkheim の理論において個人主義が深い根をおろしていることは明かである。しかもそれは単に *ad hoc* にもち出されたものではなく, Joseph Neyer が指摘しているように⁵¹⁾, 彼が若いときからたえず頭の中でその解決に苦心してきた問題であったといえるのである。それ故に Durkheim はこうした個人主義は人間の歴史においては社会的所産として, 社会の拡大とともに漸次発達し, 環節的社会の消滅とともに発達してきたものであるが, それは単に⁵²⁾

理論として存在してきたのではなく, 実践的領域に属する (*l'ordre de la pratique*)⁵³⁾ のであった, その発展のためには, 個人主義は一般の風俗や社会の諸機関に浸透することが必要なのであった。しかもこうした個人主義は, 近代社会における人々が共同生活のために必要とした共同の信仰に代って, 産業社会においては正義 *justice* を必要とする⁵⁴⁾ という形をとって登場するのである。しかしてそのことは新しい正義実現のための土台として個人主義が産業社会における価値となることが必要であることを意味するのである。

(3)

Durkheim は上述したように産業社会の秩序の根底にはたらく原理としての個人主義を重視したのである。そうした観点から, Durkheim は彼がその中に生活した産業社会をどのように見, またそこに生じてきた問題をどのように解決しようとしたであろうか。その点を次に明かにしなければならない。

第三和国はフランスにおいて産業化 *Industrialisation* が決定的段階にいった時期である⁵⁵⁾。フランスにおける経済生活における変革の歩みは英国やドイツに比べるとおそく, そのもたらした影響は20世紀になるまでは余り顕著ではなかった⁵⁶⁾。しかしながらそのもたらした変化は Durkheim の生存した時代には少しずつ表面に現れてきたとみることができよう。第三共和国が成立した当時は産業化はまだ第一歩をふみ出したにすぎなかったのが, 1870~1914年にかけて産業は非常な躍進期をむかえたのである⁵⁷⁾。そしてこの時期には労働組合も結成されたばかりか, 組合はマルクス主義をその基本的信条とするものにより穏健な社会主義改革を目的とするものなどに分裂していたのである。こうした情勢は産業社会の秩序を問題とした Durkheim によって関心の対象とならないわけにはいかないのは当然のことである。「社会分業論」の第二版の序文として書かれた有名な「職業団体に関する考察」 *Quelques remarques sur les groupements professionnels*

はこうした状況に対する対策として書かれたものであり、「社会学講義」の第三講の職業道徳において扱われているところもまたこうした状況に対する考察である。彼によると、当時の産業において大きくクローズアップされてきた労資間の対立の問題は産業界における無秩序として考えられたのであり、労働の特殊化がすすむにつれて、労働者の反抗がますます増大し、労資間の対立がますます激化していくことは産業化の開始とともに生ずる最初の病的な特異な現象とみられたのである⁵⁸⁾。しかもそれは社会的分業の異常な形態として扱われているのであるが、Durkheimによれば労働と資本との対立は商工業においてみられた恐慌と同一現象の裏面なのである⁵⁹⁾。こうした労資対立という緊張した社会関係は「労働者階級が彼等に提供された条件条欲せず、強制されてやむを得ずこれに従うことに起因しているといえるが、それは問題の本質の一部の説明でしかない。そうした強要はすべての無産者にひとしく重圧としてのしかかっているのであるが、恒久的な敵対状態が存在するのは大工業においてのみみられる現象である。」⁶⁰⁾こうした現象は小企業においては全く見られなかったのである。Durkheimはこうした事態を *anomie* によるものであると見たのであるが、それに対する対策として産業生活の新しい条件が新しく組織化されることを要求する⁶¹⁾。それは産業社会の条件に対する規制の必要を意味するのであるが、そうした規制として Durkheim が考えていたことの中には法的規制は余り大きな比重をしめていない。むしろそうした規制として考えられていたことの中には彼の上述の職業団体論においてのべられている使用者と被雇用者双方がともに共同して参加を要求されている同業団体組織 *organisation corporative* である。彼によれば使用者である資本家も雇用者である労働者もともに同業団体組織に参加してその運営に当るべきであって、もし両者がその組織に参加しなければ、同業組合は真に機能を発揮できないという⁶²⁾のである。この同業組合は中世のように狭い地域単位において成立するものではなく、国民社会的規模に拡大され、組織化されなければならないものである⁶³⁾。Durkheimにおいてはそうした同業

組合組織の構成、労資代表の役割、権限といったことについて詳細な言及はない。しかしながらそこには産業組織を一の労資の共同体として編成し直してこうという構想があったとみることができるのであって、ある意味においては今日のドイツの鉄鋼、石炭等の重要産業において実施されている共同決定制度の先駆的提案とみられるものであるといえる。今日のフランスにおける企業委員会制度 *comité d'entreprise*⁶⁴⁾ はこれとはかなり趣きを異にしているが、若干の類似点がないわけではない。デュルケムにおいては階級の問題はとり扱われていないといわれる。たしかに階級の問題は表面的には大きくとり扱われてはいないが、労資関係の問題が分業の問題と関連してとり扱われたことの重要な含意はこれを見のがすことはできないことであろう。

しかもこの同業組合の組織の問題はそれだけに止まっているのではない。Durkheimはこれを国家の基本的な政治家単位としてみるべきであるという見解を示している。すなわち、「こうした組織は国家という中央機関と結び付けられるべきである。」⁶⁵⁾ところが、そのことは組織化された職業すなわち同業組合が公的生活の本質的な機関となるべきこと、そして国民社会が自覚をもつには職業を単位として結合すべきであることを⁶⁶⁾意味しているのである。こうして Durkheim においては職業団体は国民社会の基本的構成単位として考えられているばかりでなく、また国家との関係において一定の規制をうけるべきものとなってくるのである。このような経済生活の組織化の構想は G. Sorel のサンディカリズムに大きな影響を与えたといわれるが⁶⁷⁾、しかし Durkheim のこうした経済生活の組織化は上述した個人主義、人間尊重という立場に立つ合理的、個人主義と全く無関係ではなかった。Sorel のサンディカリズムはムツリーリの組合国家理論の構成に寄与したといわれるが、Durkheim の場合における同業組合の理論は彼の個人主義的理想と有機的に結びついているといえるし、またそう見るべきが至当である。同業組合は「社会分業論」や「社会学講義」においてはもっぱら産業界の無秩序、それに伴う混乱を防止するための方策として提唱されてきているので

あるが、さらに「自殺論」においては近代社会における anomie が個人の心的生活の安定を喪失せしめていることに対する方策として提唱されてきていることを注意する必要がある。それは個性の伸展に伴って、大規模化する社会における個人生活の原子化防止作用を営むものとして考えられているからである。近代社会における産業の著しい躍進にともなって職業生活、しかも企業体ないしは組織体内従業という形での職業生活が従来の家族的結合ないしは狭い地域社会的生活よりは大きな比重をもってわれわれの生活にのしかかっていることはいまでもない。そのことがわれわれの生活にもたらす衝撃は極めて深刻なものがある。しかしそのことはこの衝撃が直接職業生活の面にばかり現れるとは限らない。Durkheimはその点を自殺現象の異常な増加という面において認めたのであるが、職業生活における異常な無律性(anomie)は職業に従事する人間の生活の安定をも失わしめることが多くなっていく。こうした人間の心的生活の安定をもたらす要因についての考慮は個人の人格尊重の理想なくしては生ずることはいえないであろう。周知のように Durkheimはそうした安定的要因として個人と大規模社会もの中間にある団体を求め、これを職業団体に求めたのである⁶⁸⁾。そしてこうした中間団体—Durkheimの表現によればそれは第二次集団 *groupes secondaires* とよばれる—はまた民主主義の成立にとっても重要な役割を果たすものである。第二次集団は国家の力が直接個人の生活を圧迫しないように、個人と一定の距離を保つことを可能ならしめるためにも必要なのである⁶⁹⁾。第二次集団は結局国家と個人との媒介的役割を果たすものであると考えられているのである。こうした第二次集団の代表的なものが職業団体なのである。したがって職業団体は正しく個人主義の発達を擁護こそすれ、その障害物ではないのである⁷⁰⁾。

また職業団体の改革の提案は Durkheimによれば「他の諸改革を不可とするとか、不必要とするものではなくそれらの改革が効果をあげるための第一条件なのである。」⁷¹⁾そしてその他の諸改革についても全く言及がなされていないのではない。たとえば Durkheimは上述の引用文と同じところ

で「生れながらの金持と貧乏人が存在する限り、公正な契約も、社会的条件の公正な配分はあり得ないであろう」⁷²⁾とのべている。労資関係の激しい対立ということは当然上述のことを含むのであるが、ascriptionによる富の継承に対しては Durkheimは多くの著作を通じて激しい批判をあげこれを非難している。この批判の理由はそれが正当な、客観的にみて公正な契約を侵害することなのである。契約が履行されるためには契約の条項が当事者によって尊重されるという社会的規範が一般に認められ、人々がこれを支持することが必要であることは「社会分業論」においてものべられている。しかしこの問題⁷³⁾はさらに「社会学講義」における契約的道德 *Morale contractuelle* において一層深く追求されている。契約が正当であり、公正であるためには「たとえ契約の当事者の一方が同意してもその同意が明白な暴力的脅迫の下になされたものであるときは、これを無効とする法的規定が存在することが必要である」とされる。ところで自由な同意による契約がこうした脅迫的条件の下に行われるとき、それが不正とされる真の理由は、それが脅迫された側の契約当事者の権利を侵害するからなのである⁷⁵⁾。しかしながら契約関係において正当でないものはただ暴力的脅迫によってなされる契約ばかりではない。この外に相手方の弱味につけこんで有利な取引をはかるような行為はすべて公正な取引、交換を妨げるものである。だから正当なる契約とはたんに当事者の自由な同意によって、すなわち、何等フォーマルな強制なしに結ばれる契約を意味するだけではない。つまり財やサービスが真の公正な、価格で亦換されるような契約のことだけをいうのではないのである⁷⁶⁾。正当な契約がなされるためには人間の生活を守る最低の基準と人間的生活を保証する正義が存在しなければならない。この点から Durkheimは最低賃銀制の制定をとえ、「最低賃銀を保証するという提案は契約がたとえ暴力的な脅迫によらずに成立してもそれだけでは契約の公正性、妥当性を意味するものではなくことを証明するものである」という⁷⁷⁾。そういった意味で公正な契約の成立に対して大きな障害となるものは遺産相続の制度である⁷⁸⁾。なぜならこの制度は社会の中に

おける生れながらの金持ちと貧乏人の存在を認めることとなる。社会の中にこうした明確な区別の存在する限り、効果的な対策によって契約の不正を減少せしめようとすることはできるかも知れないが、原則的には契約を公正ならしめるような条件は消滅しないであろう⁷⁹⁾。このように公正な契約の履行保証という立場から Durkheim は遺産相続制のもつ欠点を指摘し、遺言によらない世襲財産の廃止を提唱し、所有権は個人とともに始まり、個人とともに終焉すべきであるとの改革論を公表するのである。Durkheim は理論的には別の見解に立ちながら J. Jaurès などの社会主義に対して好意的であったといわれるが⁸⁰⁾、こういういった改革案などは社会主義的立場にする人々とも共通点をもちうところであろう。Durkheim の上述の改革案において注目すべきことは、相続制度に対する制限的措置だけでなく、その理由とする彼の見解である。ここでも Durkheim は功利主義の見解を批判している。彼は労働と所有権とを同意語とみ、所有権は労働の産物であるとする見解を否定するのである⁸¹⁾。彼によると、分配の原理は各人の社会的貢献に比例してなされるべきであるというのである。「各個人の財産は各個人が行った社会的貢献に対する補償であるべきである」⁸²⁾と彼はのべている。そして公正な契約は保証されるのであるが、同時にその原理は契約関係だけに止まらず、さらに財産制度の基礎とならなければならないのである。なぜなら、社会にとっても各人のうける報酬が各人の能力、貢献に応じるように定められることが重大な関心の対象となるからである。そうしてそのような正義の実現に対する Durkheim の見解の根底には上述した合理的個人主義の理念が横たわっていることは否定さるべくもない。Durkheim はこのようにして、産業社会における大規模産業の出現に伴って生ずる墮落の結果を注視して、それに対して個人的人格尊重の原理にもとづいて対策を提唱しているのである。そこには産業社会の現状に対してばかりでなく、将来の姿に対する洞察が含まれているのである。

(4)

産業社会における分業の著しい発展、大企業の出現などは何よりもまず技術の発展によってはじめて可能となったのである。しかるに Durkheim においては、その産業社会の将来の動向に対するすぐれた洞察にもかかわらず、この技術の発展のもたらす影響についての考察は全く欠けている。G. Friedmann によると、科学的管理法の提唱者として有名な Taylor は Durkheim と同時代に生存したのであり、Durkheim が産業社会の秩序を主題として社会的分業論を刊行した1893年は、Taylor がその科学的管理法の普及にのり出すべく Philadelphia において決心をかためた年でもあったのである⁸³⁾。科学的管理法がフランスにも導入されたのはこれによりはるかにおくれているが、同時代にこのような産業社会にとって劃期的な労作が出現したことは米、仏両国の産業化の発展の差と両者の文化的背景の相違を徴象するものとして興味がひかれる。Durkheim の考察の対象と Taylor の提唱した方法の適用の領域とは異なるのであるが、ある意味では両者は分業の現代的形態を問題にしたものといえるであろう。しかし Durkheim は分業を本質的には連帯の源泉であるという原理から出発している。それ故に「分業は労働者が自分の任務だけに閉塞するのではなく、協同して働く人々のことを考慮することを忘れず、彼等に働きかけ、また彼等からののはたらきかけを受諾することを予想する」⁸⁴⁾のであった。したがって、そうした分業がどのような技術の発展に応じて組織されるか、また分業の単位である職務を決定すべき技倆の程度 skill ということは全く考察にはいってきていないのである。だから Durkheim においては連帯を生ずることのない分業の形態は病現的現象としてみられ、それは分業の異常形態として考察されたのにとどまっている。そうした異常的形態を明かにし、その原因についての考察はなされたにもかかわらず、Durkheim はそれらを分業の運命として悲観的にみることはなかった。G. Friedmann はこの点について

「Durkheim は産業活動の特殊化の及ぼす墮落的結果を認めたくはなかった。たしかに彼はそれらの点を否定はしなかったが、それらが分業から必然的に生じてくるものであることに対しては異論を提していた」⁸⁵⁾ とのべているが正しくこの指摘のとおりである。そのため、分業が非常に進み、仕事が細分化されることによって労働者に対して生ずる不幸な結果は全く予想されなかったのである。そればかりか、「正常な分業は労働者が彼をとりまく周囲の人々と結びつき、彼等の行っていることや彼等の職務の変化を充分知っており、機能的関係によって彼等と結びついているものと予想するが、そうした予想によってははじめから今日の大工場や事務所で行われている、半熟練の職務の大部分は正常な分業の外におかれてしまう」⁸⁶⁾ ほかないのである。分業を企業体または組織体についてみる限り、たしかに Durkheim の分業は今日の重要な問題である合理化や機械化の高度下における分業を充分に説明できないのであろう。G. Friedmann が「今日の産業発展した時期においては連帯という現象はデュルケムの範疇とは全く縁のない形態において現われている」⁸⁷⁾ とのべているように、生産の技術的組織における労働者の相互依存は Durkheim のいう連帯とは全く異ったものとして現われている。合理化された高度の技術組織下における人々の連帯は G. Friedmann のいう機械的連帯 Solidarité mécanique⁸⁸⁾ として明白な形をとって現われているのであって、高度の技術の発展によって運営される組織においては機能の分化、特殊化は促進されても、そこには Durkheim のいう有機的連帯よりは機械的連帯が現れることが多いのである。それ故に G. Friedmann が結論しているように、技術の高度の発展下における職務の特殊化の形態は、デュルケルが予想したような理想的形態と合理化に伴って生じてきている分業の細分化が労働者を歯車の一部たらしめているような現実の形態との間にギャップを増大せしめているにすぎないのである⁹⁰⁾。ところで、Durkheim が考察した問題は必ずしも企業体内の分業ばかりでなく、全体社会における職業分化の問題であったから、G. Friedmann のような指摘は酷にすぎるといえるであろう。しかしな

がら、産業社会における分業の発展は当然企業体または組織体内における職務の組織化を予想させるものであろうから、この点について考察が全く欠如したことは何といても大きな欠点といえるであろう。Durkheim は上述したように分業の異常の形態を扱ってはいるがそこにはこの組織体内の職務分化の問題は全くふれられていない。この点は Durkheim とほとんど同時代に活動した M. Weber がこの点を Bureaucratie の問題としてとりあげたことと対照的である。Durkheim のそうした欠陥は根本的には技術発展の産業社会に及ぼす衝撃が全く顧みられず、分業が余りにも道德的見地からとりあげられたことによるものといえるであろう。とはいえ、Durkheim が産業社会を個人主義的価値との関係において追究したことの意義は高く評価されなければならないのである。更にそうした点から Durkheim が国家の役割を正当に評価したことも正しく評価されるべきである。⁹⁰⁾ Durkheim の上述したような産業社会研究における技術の発展のもたらす衝撃についての考察を深める一方、彼によって残された功績を総合することによってフランスの産業社会学は確固たる基礎をかちうるができるであろう。

註 1) Quid secundatus politicae scientiae institutuendae contulerit. (仏訳. Montesquieu et Rousseau)

2) Lévy-Bruhl, Les fonctions mentales dans les sociétés inférieures. この中で著者は文明人の思惟様式が論理的であるのに対し、未開社会における思惟様式は前論理であるとしている。

3)

4) Durkheim 自身彼の立場に対してもっとも適切な言葉は合理主義者であるとのべていることも併せて想起されるべきである。(Les Règles de la méthode sociologique Préface p. XVIII.)

5) M. Mauss, Introduction au Socialisme d'E. Durkheim. p. V.

6) こうした人として M. Mitchell, L.A. Coser, R. Nisbet などがあげられよう。

7) E. Durkheim, De la division du travail social (以下 De la division と略す) chap. VII.

8) David Thomson, Democracy in France p. 159.

9) Joseph Neyer, Individualism and Socia-

- lism in Durkheim (in Edurkheim, edi. by K. Wolff) p. 35.
- 10) *ibid.*, p. 35.
 - 11) *ibid.*, p. 36.
 - 12) Hayek, Individualism and Economic Order p. 10.
 - 13) *op. cit.*, p. 15.
 - 14) E. Durkheim, Leçons de Sociologie p. 69.
 - 15) E. Durkheim, De la division, p. 396.
 - 16) *ibid.*, p. 170.
 - 17) *ibid.*, p. 178.
 - 18) *ibid.*, p. 179.
 - 19) *ibid.*, p. 180.
 - 20) *ibid.*, p. 184.
 - 21) *ibid.*, p. 184.
 - 22) *ibid.*, p. 189.
 - 23) *ibid.*, p. 399.
 - 24) *ibid.*, p. 291-292.
 - 25) *ibid.*, p. 207.
 - 26) T. Parsons の Durkheim の批判については Structure of Social Action, chap. chap. IX, X, XI. を見よ。
 - 27) De la dirision, Livre III, p. chap. 1.
 - 28) *ibid.*, p. 367.
 - 29) *ibid.*, p. 367.
 - 30) *ibid.*, p. 368.
 - 31) *ibid.*, p. 369.
 - 32) *ibid.*, p. 370.
 - 33) *ibid.*, p. 369.
 - 34) *ibid.*, p. 370.
 - 35) *ibid.*, p. 370.
 - 36) T. Parsons and B. Barber, Sociology. cité par A. Cuvillier, Manuel de Sociologie. p. 37-38.
 - 37) E. Durkheim, De la division, *ibid.*, p. 379.
 - 38) Robert N. Bellah, Durkheim and History (American Sociological Review vol. 24 n. 4, (1959) p. 454.
 - 39) E. Durkheim, De la division, p. 147. なお Durkheim における個人は人間の生物学的存在を意味したときと、そうでなく社会の成員である個人をさしている時があり、この点の混同も彼の個人主義の概念規定の混乱と関係がある。(G. Aimard, Durkheim et la science éconoorique をみよ)
 - 40) 拙稿「デュルケムにおける社会的なもの」社会学評論, 第21号。cf. T. Parsons, Structure of Social Action, chap. IX.
 - 41) E. Durkheim, Le Suicide, p. 382.
 - 42) *op. cit.*, p. 382. ただし注意しなければならぬことは Durkheim は同書 (p. 416) においては、「個人主義は利己主義とは必ずしも同一ではないが、それと極めて接近している。その結果個人主義を奨励することは利己主義を助長することにもなり、その結果利己的自殺が生ずる」として個人主義を自殺を助長せしめるものとみている。彼は更に進歩の道徳はある程度アノミーと無関係ではないとし、個人主義的価値を否定的にみていることである。ここに明白な混乱がみられる。
 - 43) E. Durkheim, Leçons de Sociologie p. 82.
 - 44) E. Durkheim, L'Education Morale, Partie. I.
 - 45) *op. cit.*, p. 137.
 - 46) *op. cit.*, p. 137.
 - 47) *ibid.*,
 - 48) *op. cit.*, p. 123.
 - 49) *op. cit.*, p. 134.
 - 50) Joseph. Neyer, *op. cit.*
 - 51) E. Durkheim, Leçons de Sociologie p. 75.
 - 52) *op. cit.*, p. 78.
 - 53) E. Durkheim, De la division. p. 382.
 - 54) D. Thomson, Democracy in France p. 138.
 - 55) *op. cit.*, p. 138.
 - 56) *op. cit.*, p. 45.
 - 57) E. Durkheim, p. 346.
 - 58) *op. cit.*, p. 345.
 - 59) *op. cit.*, p. 346.
 - 60) *op. cit.*, p. 362.
 - 61) E. Durkheim, Leçons de Sociologie p. 49.
 - 62) *op. cit.*, p. 46.
 - 63) G. Friedmann et P. Naville, Sociologie du Travail t, II (chap. 19) (Delamotte, Relations collectives et règles juridiques du travail et de la Sécurité Sociale. p. 203-p. 231.
 - 64) E. Durkheim, Leçons de Sociologie p. 50.
 - 65) E. Durkheim, De la division, p. XXXII. (Préface au 2e édition)
 - 66) M. Mauss, Introduction au Socialismn d'E. Durkheim p. VII.
 - 67) 職業団体についての考察は De la division の第二版の序文のほか Le Suicide の結論および Leçons de Sociologie においてふれられている。
 - 68) E. Durkheim. Leçons de Sociologie p. 83.
 - 69) *op. cit.*, p. 186.
 - 70) E. Durkheim, De la division, p. XXXIV.
 - 71) *ibid.*,
 - 72) *ibid.*, p. 193.
 - 73) E. Durkheim, Leçons de Sociologie p. 244.
 - 74) *op. cit.*, p. 245.
 - 75) *op. cit.*, p. 247.
 - 76) *op. cit.*, p. 248.
 - 77) *op. cit.*, p. 250.
 - 78) *op. cit.*, p. 251.
 - 79) M. Mauss. Introduction au Socialisme d'E. Durkheim, P. IX.
 - 80) E. Durkheim, Leçons de Sociologie, p. 253.
 - 81) *op. cit.*, p. 252.
 - 82) E. Durkheim, De la division, p. 365.
 - 83) G. Friedmann, Travail en miettes. p. 129

- 84) G. Friedmann, Travail en miettes p. 133
 85) *op. cit.*, p. 139.
 86) *op. cit.*, p. 141.
 87) *op. cit.*, p. 142.
 88) *op. cit.*, p. 147.
 89) *op. cit.*, p. 148.
 90) 拙稿「デュルケムにおける国家論」ソシオロ
 ジー第28号参照。

参 考 文 献

- E. Durkheim, De la division du Travail social
 s5^e édit.
 E. Durkheim, Le Suicide.
 E. Durkheim, L'Education Morale.
 E. Durkheim, Le Socialisme (éditi par M.
 Mauss)
- E. Durkheim, Leçons de Sociologie
 E. Durkheim, Les Règles de la methode socio-
 logique.
 E. Durkheim, Montesquieu et Rousseau (édité
 par A. Cuvillier)
 T. Parsons, Structure of Social Action.
 K. Wolff, Emile Durkheim 1858-1917.
 Hayek, Individualism and Economic Order.
 David Thompson, Democracy in France.
 Guy Aimard, Durkheim et la Science Econo-
 mique.
 G. Friedmann, Travail eu miettes.
 G. Friedmann et P. Naville, Tvaité de Socio-
 logie de Travail.
 Robert N. Bellah, Durkheim and History
 (American Sociological Review 1959. n. 4)